

小中学生の就学援助申請受付について



就学援助は、経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品費・給食費などの一部を援助する制度です。前年所得などによって審査を行い、認定されれば援助を受けることができます。申請を希望される場合は、役場2階 学校教育課へお越しください。

- **対象者** 生活保護(教育扶助)に準ずる程度に経済的に困っている世帯
※生活保護(教育扶助)を受けている世帯は対象になりません。
- **申請期間** 6月3日(月)～19日(水) 8時30分～17時15分(土日祝日を除く)
※6月19日(水)は夜間役場のため20時まで受け付け
※受付期間を過ぎた場合は、その翌月から支給対象となります。
- **申請場所** 役場2階 学校教育課



- **申請に必要なもの**
 - 校納金振替口座の通帳
 - 所得証明書(令和6年1月2日以降に須恵町に転入した世帯のみ、18歳以上の人全員分)
 - 児童扶養手当の証書、遺族・障害年金の受給金額が分かる書類(該当者のみ)
- ※就学援助申請書は、右上のQRコード(須恵町ホームページ)よりダウンロードできます。また、役場2階 学校教育課窓口にも設置しています。

- **援助期間** ①申請期間中の申請の場合 ⇒ 4月分から援助
②申請期間後の申請の場合 ⇒ 申請した翌月分から援助



- **支給期間** 8月末、12月末、令和7年3月末の年3回
- **その他**
 - 5月下旬に小中学校より全児童生徒にお知らせのプリントを配布しています。
 - 就学援助制度は校納金の免除ではありません。校納金は納入月に納めていただく必要があります。
 - これまでに援助を受けた世帯も、毎年申請をして認定されなければ、就学援助を受けられませんのでご注意ください。令和6年度も援助を希望される場合は、必ず上記期間中に申請してください。

☎ 学校教育課 学校教育係 ☎ 687-1594(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線272)

子育て支援課からのお知らせ

児童扶養手当・特別児童扶養手当の月額をお知らせします



児童扶養手当

▶ 児童扶養手当

		月額(令和6年4月～)
第1子本体額	全部支給	45,500円
	一部支給	10,740円～45,490円
第2子加算額	全部支給	10,750円
	一部支給	5,380円～10,740円
第3子加算額	全部支給	6,450円
	一部支給	3,230円～6,440円



特別児童扶養手当

▶ 特別児童扶養手当

	月額(令和6年4月～)
1級	55,350円
2級	36,860円



☎ 子育て支援課 子育て係 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線152)

須恵みなみ幼稚園 保育園児(2・3号認定児)の利用申込受付中



10月1日(火)の須恵みなみ幼稚園開園に伴い、保育所部門の園児の利用申し込みを受け付けています。申込方法は、令和6年度認可保育園・認定こども園(2・3号)利用申し込みと同様です。詳しくは、右上のQRコード(須恵町ホームページ)よりご確認ください。

10月から利用を希望する場合は、下記の受付締め切り日までに必ず申し込みをしてください。

受付締め切り日 6月28日(金)まで

※定員を超える申し込みがあった場合、保育を必要とする度合いの高い人からの入園となります。

そのため、申込者全員が入園できるとは限りません。

※必要書類が全てそろい次第、受け付けとなります。

※不備があった場合は受け付けができませんので、ご注意ください。



☎ 子育て支援課 子育て係 ☎ 932-1459(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線150)

コミュニティバスの

料金減免証を発行しています!



町内にお住まいの65歳以上の人や「障がい者手帳」をお持ちの人に対し、「須恵町コミュニティバス料金減免証」を発行しています。コミュニティバスを降りる際に、減免証を運転手に見せると、乗車料金が無料になります。発行を希望する人は、本人確認書類(健康保険証、マイナンバーカードなど)を持参の上、役場3階 まちづくり課までお越しください。

※町が運行しているコミュニティバスでのみご利用できます。

※従来どおり「介護保険被保険者証」または「障がい者手帳」の提示でも乗車料金は無料です。

※発行手数料はかかりません。

No.	
須恵町コミュニティバス料金減免証	
住 所	須恵町大字
氏 名	見 本
生年月日	年 月 日
須恵町	



☎ まちづくり課 コミュニティ係 ☎ 932-1153(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線343)